

高齡者悪質商法被害防止情報連絡体制

消費生活センター情報特急便 NO.201

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

◆災害に便乗した修理業者に注意！

〈相談事例〉

突然訪問してきたリフォーム業者に「台風」で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。

申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれている。契約をやめたい。



〈消費生活センターからのアドバイス〉

- ・突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。
 - ・点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
 - ・保険の適用対象になるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
 - ・家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
 - ・訪問販売で契約をした場合は、クーリング・オフができる場合があります。
- 困ったときは、すぐに消費生活センター等にご相談ください。

消費生活トラブルで困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

★右のQRコードから中野区ホームページにて、

2020年4月からの「情報特急便」をご覧ください。



裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)

相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199

相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時 (土日・祝日・年末年始は休み)

eメールアドレス shohiseikatuserita@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

自宅を売っても 住み続けられる？ リースバックは 慎重に検討して！

4年前、所有していたマンションを売って、そのまま賃貸でそこに住み続けられる契約をした。売却金額は1千万円で、家賃の月額が9万5千円。当時の月収は、夫と私の年金で

25万円以上あったが、しばらくして夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。本日集金人がやってきて催促された。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらおう」と言われた。

(70歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

先々のことを
考えて



見守るくん

- 自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。
- リースバックで結んだ賃貸借契約においては、期間が定められる場合も多く、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃が相場より高額に設定されてしまうことや、契約更新時に家賃が値上げされることもあります。また、経済的事情の変化により支払えなくなる事態が生じる場合もあります。
- 自宅の売却はクーリング・オフができず、契約が成立してしまうと無条件で解除できません。メリットだけでなくデメリットやしくみもよく理解して慎重に考えましょう。
- 不動産取引は複雑です。契約する前に家族など信頼できる方に相談し、一人でも対応しないようにしましょう。不安な場合は、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。